毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目次

ページ

規則
○秋田県医学生修学資金等貸与条例施行規則の一部を改正する規則（五五・医師確保対策推進チーム）……1

告示
○県議会臨時会の招集（四四九・財政課）……1
○平成二十年度准看護師試験の実施（四五〇・医務薬事課）……1
○一般廃棄物処理施設の変更の許可の申請（四五一・環境整備課）……2
○産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請（四五二・環境整備課）……2
○鳥獣保護事業計画の変更（四五三・自然保護課）……2
○保安林の指定（四五四・森林整備課）……2
○指定施業要件変更予定通知（四五五・森林整備課）……3
○第三十七回採石業務管理者試験の合格者（四五六・資源エネルギー課）……4
○土地収用法による収用の手続開始（四五七・建設管理課）……4
○都市計画の変更予定及び都市計画の案の縦覧（四五八・都市計画課）……4
○道路区域の変更及び供用開始（四五九・道路課）……5
○浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深の公表（四六〇・河川砂防課）……5
○公有水面の埋立地の用途の変更の許可（四六一・港湾空港課）……5

教育委員会公告
○社会教育主事の資格の認定（生涯学習課）……5

選挙管理委員会告示
○政治団体の設立の届出（八二）……6
○政治団体の届出事項に異動があった旨の届出（八三）……6
○政治団体の解散の届出（八四）……7
○政治団体の収支に関する報告書（八五）……7
○公職の候補者の資金管理団体の届出（八六）……8
○公職の候補者の資金管理団体の異動の届出（八七）……8
○公職の候補者の資金管理団体の指定の取消の届出（八八）……8
○政治団体の収支に関する報告書の修正について（八九）……9

監査委員公告
○監査結果の公表（一四）……10

海区漁業調整委員会指示
○漁業法によるはたはた採捕の制限（一二）……11

規則

秋田県医学生修学資金等貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十月三十一日

秋田県知事　寺　田　典　城

秋田県規則第五十五号

秋田県医学生修学資金等貸与条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県医学生修学資金等貸与条例施行規則（平成十七年秋田県規則第五十号）の一部を次のように改正する。

第十九条中「おいて」の下に「読み替えて」を、「精神科」の下に「、消化器内科」を加える。

附　則

1　この規則は、公布の日から施行する。

2　この規則による改正後の秋田県医学生修学資金等貸与条例施行規則第十九条の規定の適用については、当分の間、同条中「消化器内科」とあるのは、「消化器科、消化器内科」とする。

告示

秋田県告示第四百四十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百一条第三項の規定により、平成二十年十一月十日に、秋田県議会臨時会を秋田市に招集し、同条第四項の規定に基づき、付議すべき事件を次のとおり告示する。

平成二十年十月三十一日

秋田県知事　寺　田　典　城

一　平成二十年度秋田県一般会計補正予算（第三号）
二　平成十九年度秋田県歳入歳出決算の認定について
三　平成十九年度秋田県一般会計の継続費の精算報告
四　平成十九年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告
五　物損事故に係る和解及び損害賠償の専決処分報告
六　道路事故に係る和解及び損害賠償の専決処分報告
七　道路事故に係る和解及び損害賠償の専決処分報告
八　交通事故に係る和解及び損害賠償の専決処分報告
九　交通事故に係る和解及び損害賠償の専決処分報告

秋田県告示第四百五十号

保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第十八条の規定により、次のとおり平成二十年度准看護師試験を実施するので、保健師助産師看護師法施行規則（昭和二十六年厚生省令第三十四号）第十九条の規定に基づき、告示する。

平成二十年十月三十一日

秋田県知事　寺　田　典　城

一　試験の日時及び場所
㈠　日時
平成二十一年二月十日（火）
午後一時から午後三時三十分まで
㈡　場所
秋田市山王四丁目一番一号　秋田県庁正庁
秋田市山王三丁目一番一号　秋田県庁第二庁舎大会議室

二　試験科目
人体の仕組みと働き　食生活と栄養　薬物と看護　疾病の成り立ち　感染と予防　看護と倫理　患者の心理　保健医療福祉の仕組み　看護と法律　基礎看護（看護概論　基礎看護技術　臨床看護概論）　成人看護　老年看護　母子看護　精神看護

三　受験資格
保健師助産師看護師法第二十二条各号のいずれかに該当する者

四　受験申込みに必要な書類
㈠　受験願書
㈡　受験資格を有することを証する書類
保健師助産師看護師法施行規則第二十七条各号に掲げる書類
㈢　履歴書
㈣　写真
出願前六月以内に脱帽で正面から撮影した縦四センチメートル横三センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの　二枚

五　受験願書用紙の交付

㈠ 期間
平成二十年十月三十一日（金）から同年十二月十日（水）まで
㈡ 場所
秋田市山王四丁目一番一号　秋田県健康福祉部医務薬事課

六 受験願書の受付
㈠ 期間及び時間
平成二十年十二月八日（月）から同月十日（水）までの午前九時から午後五時まで
（郵送の場合は、締切日までの消印があるものに限り受け付ける。）
㈡ 場所
秋田市山王四丁目一番一号　秋田県健康福祉部医務薬事課

七 受験手数料
㈠ 額
六千九百円
㈡ 納付方法
受験願書の提出の際、秋田県証紙により納付すること。

八 合格者の発表
平成二十一年三月十日（火）午前十時に秋田県庁正面公告板及び秋田県ホームページ（http://www.pref.akita.lg.jp/）に掲示する。

九 合格証書の交付
合格者には、合格証書を交付する。

十 試験についての問い合わせ先
秋田県健康福祉部医務薬事課（電話〇一八―八六〇―一四〇五）

秋田県告示第四百五十一号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第九条第二項で準用する同法第八条第四項の規定により、一般廃棄物処理施設の変更の許可の申請について次のとおり告示し、当該申請に係る申請書及び当該一般廃棄物処理施設に係る変更を行うことが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類（以下「申請書等」という。）を縦覧に供する。

なお、同法第九条第二項において準用する同法第八条第六項の規定により、当該一般廃棄物処理施設の変更に関し利害関係を有する者は、生活環境の保全上の見地からの意見書を知事に提出することができる。

平成二十年十月三十一日

秋田県知事　寺　田　典　城

一 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名
㈠ 名称　株式会社小松環境産業
㈡ 住所　にかほ市中三地字中山二十八番地の七
㈢ 代表者の氏名　代表取締役　樋　川　雅　人

二 一般廃棄物処理施設の設置の場所
にかほ市中三地字中山二十八番地の七

三 一般廃棄物処理施設の種類
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第五条第一項に掲げるごみ処理施設

四 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず及びゴムくず（これらの廃棄物のうち特別管理一般廃棄物であるものを除く。）

五 申請年月日　平成二十年九月十七日

六 申請書等の縦覧の場所、期間及び時間
㈠ 縦覧場所
(1) 由利本荘市水林四百八番地　秋田県由利地域振興局福祉環境部
(2) にかほ市平沢字鳥ノ子渕二十一番地　にかほ市市民部生活環境課
㈡ 縦覧期間　平成二十年十月三十一日から同年十二月一日まで
㈢ 縦覧時間　午前八時三十分から午後五時まで

七 意見書の提出期限及び提出先
㈠ 提出期限　平成二十年十二月十五日
㈡ 提出先　六㈠に同じ。

秋田県告示第四百五十二号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の二の五第二項において準用する同法第十五条第四項の規定により、産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請について次のとおり告示し、当該申請に係る申請書及び当該産業廃棄物処理施設に係る変更を行うことが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類（以下「申請書等」という。）を縦覧に供する。

なお、同法第十五条の二の五第二項において準用する同法第十五条第六項の規定により、当該産業廃棄物処理施設の変更に関し利害関係を有する者は、生活環境の保全上の見地からの意見書を知事に提出することができる。

平成二十年十月三十一日

秋田県知事　寺　田　典　城

一 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名
㈠ 名称　株式会社小松環境産業
㈡ 住所　にかほ市中三地字中山二十八番地の七
㈢ 代表者の氏名　代表取締役　樋　川　雅　人

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所
にかほ市中三地字中山二十八番地の七

三 産業廃棄物処理施設の種類
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第七条第八号に掲げる廃プラスチック類の焼却施設及び同条第十三号の二に掲げる産業廃棄物の焼却施設

四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず及びゴムくず（これらの廃棄物のうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

五 申請年月日　平成二十年九月十七日

六 申請書等の縦覧の場所、期間及び時間
㈠ 縦覧場所
(1) 由利本荘市水林四百八番地　秋田県由利地域振興局福祉環境部
(2) にかほ市平沢字鳥ノ子渕二十一番地　にかほ市市民部生活環境課
㈡ 縦覧期間　平成二十年十月三十一日から同年十二月一日まで
㈢ 縦覧時間　午前八時三十分から午後五時まで

七 意見書の提出期限及び提出先
㈠ 提出期限　平成二十年十二月十五日
㈡ 提出先　六㈠に同じ。

秋田県告示第四百五十三号

第十次鳥獣保護事業計画を次のとおり変更したので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第四条第四項の規定に基づき、公表する。

平成二十年十月三十一日

秋田県知事　寺　田　典　城

（「次のとおり」は、省略し、生活環境文化部自然保護課及び各地域振興局農林部森づくり推進課に備え置いて縦覧に供する。）

秋田県告示第四百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定する。

平成二十年十月三十一日

秋田県知事　寺　田　典　城

森林の所在場所 郡市	町村	（大字）	字	地番	全面積 台帳（平方メートル）	全面積 実測又は見込（ヘクタール）	保安林指定面積 実測又は見込（ヘクタール）	指定の目的
能代市		田床内	二タ又	三五	一、八九七	○・二八○○	○・二八○○	干害の防備
〃		〃	〃	三九の一	五、三一四	○・五二○○	○・五二○○	
〃		〃	〃	三九の二	五、三五三	○・三五○○	○・三五○○	
〃		〃	〃	六三	四、二九七	三・四五○○	三・四五○○	
〃		〃	〃	九○	五九五	○・九一○○	○・九一○○	
〃		〃	〃	九二	四、四六二	○・七五○○	○・七五○○	
〃		〃	〃	九三	四、三六三	一・二二○○	一・二二○○	
〃		〃	〃	九四	四、三六三	○・七九○○	○・七九○○	
〃		〃	〃	九五	二六四	○・○九○○	○・○九○○	
〃		〃	〃	九六	四、三六三	○・九○○○	○・九○○○	
〃		〃	〃	一○○の一	二○、六五四	五・八○○○	五・八○○○	
〃		〃	〃	一○○の三	四、三四七	一九・九八○○	一九・九八○○	
〃		〃	〃	一○○の四	二三、七八七	二・四○○○	二・四○○○	
〃		〃	〃	一○○の五	二一、五七八	三・八七○○	三・八七○○	
〃		〃	〃	一○○の六	一、九八六	○・一八○○	○・一八○○	
〃		〃	〃	一○○の七	一九、八三五	○・五九○○	○・五九○○	
〃		〃	〃	一○○の九	二五、五七五	二・八○○○	二・八○○○	
〃		〃	〃	一○○の一○	二五、五七五	○・五五○○	○・五五○○	
〃		〃	〃	一○一の一	八、一一○	三・八五○○	三・八五○○	
〃		〃	〃	一○二の一	四、二一一	○・四一○○	○・四一○○	
〃		〃	〃	一○二の二	一、○八三	○・二○○○	○・二○○○	
〃		〃	〃	一○三の一	一、四一○	○・六七○○	○・六七○○	
〃		〃	〃	一○三の二	一○	○・○○五○	○・○○五○	
〃		〃	〃	一○四	一、七九八	○・九二○○	○・九二○○	

指定施業要件 立木の伐採の方法 伐採種別	標準伐期齢	間伐その他特別の場合の伐採に係るもの	立木の伐採の限度
（附属明細書のとおり）	主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。	（附属明細書のとおり）	（附属明細書のとおり）

（「附属明細書」は、省略し、農林水産部森林整備課及び山本地域振興局農林部並びに能代市役所に備え置いて縦覧に供する。）

秋田県告示第四百五十五号

農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定に基づき、告示する。

平成二十年十月三十一日

秋田県知事　寺　田　典　城

一　(一)　指定施業要件変更予定保安林の所在場所

鹿角郡小坂町小坂字古遠部沢・字新遠部沢・字相内沢・字

兎尻沢・字砂子沢・上向字モノクサ沢・荒谷字小滝・鹿角市八幡平字熊沢・北秋田市綴子字糠沢・七日市字仙戸石沢・字仙戸石沢・山本郡八峰町峰浜水沢字水沢山・山本郡藤里町粕毛字鹿瀬内沢（以上十三字国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二) 保安林として指定された目的　水源のかん養

(三) 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

字古遠部沢・字新遠部沢・字相内沢・字兎尻沢・字砂子沢・字小滝・字熊沢・字糠沢・字仙戸石沢・字水沢山・字鹿瀬内沢（以上十一字国有林。次の図に示す部分に限る。）

イ 次の森林については、主伐は、択伐による。

字兎尻沢・字熊沢・字糠沢・字仙戸石沢・字仙戸石沢・字水沢山（以上六字国有林。次の図に示す部分に限る。）

ウ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

エ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

オ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

二(一) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

大館市雪沢字長木沢・長走字下モ内沢・北秋田郡上小阿仁村南沢字小阿仁奥山・山本郡藤里町藤琴字大座崩沢・字藤琴沢（以上五字国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二) 保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三) 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

字長木沢・字小阿仁奥山・字大座崩沢・字藤琴沢（以上四字国有林。次の図に示す部分に限る。）

イ 次の森林については、主伐は、択伐による。

字長木沢・字下モ内沢・字小阿仁奥山・字大座崩沢・字藤琴沢（以上五字国有林。次の図に示す部分に限る。）

ウ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

エ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

オ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

三(一) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

北秋田市七日市字仙戸石沢（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二) 保安林として指定された目的　公衆の保健

(三) 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字仙戸石沢（国有林。次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林整備課、鹿角地域振興局農林部、北秋田地域振興局農林部、山本地域振興局農林部並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

秋田県告示第四百五十六号

平成二十年十月十日に実施した第三十七回採石業務管理者試験の結果次の受験者が合格したので、告示する。

平成二十年十月三十一日

秋田県知事　寺　田　典　城

受験番号

三
四
六
七
八
一一
一二
一三
二二
二六
二九
三二
三九
四一

秋田県告示第四百五十七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第三十四条の三の規定に基づき、次のとおり収用の手続開始を告示する。

平成二十年十月三十一日

秋田県知事　寺　田　典　城

一 起業者の名称　由利本荘市

二 事業の種類　由利本荘市文化複合施設整備事業及びこれに伴う市道付替工事

三 収用の手続が開始される起業地

秋田県由利本荘市桜小路及び東町地内

四 土地収用法第三十四条の四第二項の規定による図面の縦覧場所

由利本荘市　都市計画課

秋田県告示第四百五十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、都市計画を変更するので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定に基づき、次のとおり公告し、当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成二十年十月三十一日

秋田県知事　寺　田　典　城

一 都市計画の種類

道路

二 都市計画の案の名称

横手都市計画道路（三・四・十四号桜沢団地線）の変更

三 都市計画を変更する土地の区域

削除する部分　横手市柳田、字新藤及び字礼塚

四 都市計画の案の縦覧場所

(一) 秋田市山王四丁目一番一号　建設交通部都市計画課

(二) 横手市旭川一丁目三番四十一号　平鹿地域振興局建設部用地課

㈢　横手市十文字町字海道下七番地　横手市建設部都市計画課
㈣　横手市中央町八番二号　横手市横手地域局地域維持課
五　都市計画の案の縦覧期間　平成二十年十月三十一日（金）から同年十一月十四日（金）まで

秋田県告示第四百五十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

平成二十年十月三十一日

秋田県知事　寺　田　典　城

一　道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名		区間	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
一般国道	旧	百一号	A	山本郡八峰町八森字塚の台六〇番四から浜田一八二番二一地先まで	一〇・六〇～二二・七〇	〇・一四〇
			B	山本郡八峰町八森字塚の台五四番一七地先から浜田一二三番一地先まで	五・七〇～八・四〇	〇・〇八〇
			C	山本郡八峰町八森字塚の台五四番一七地先から浜田一二〇番三地先まで	三・〇〇～五・四〇	〇・一〇五
	新	百一号		山本郡八峰町八森字塚の台六〇番四から浜田一八二番二一地先まで	一〇・六〇～二二・七〇	〇・一四〇

この表において「A」、「B」及び「C」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二　供用開始の期日　平成二十年十月三十一日
三　道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
㈠　場所　建設交通部道路課
㈡　期間　平成二十年十月三十一日から同年十一月十三日まで

秋田県告示第四百六十号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項の規定により、浸水想定区域を指定したので、同条第三項の規定に基づき、その区域及び浸水した場合に想定される水深を次のとおり公表する。

平成二十年十月三十一日

秋田県知事　寺　田　典　城

一　浸水想定区域を指定した河川の名称
一級河川下内川、一級河川岩見川、一級河川役内川
二　指定の区域及び浸水した場合に想定される水深
次の図のとおり
（次の図は、省略し、その図面を建設交通部河川砂防課、北秋田地域振興局建設部、秋田地域振興局建設部、雄勝地域振興局建設部に備え置いて閲覧に供する。）

秋田県告示第四百六十一号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第十三条ノ二第一項の規定により、次のとおり埋立地の用途の変更を許可したので、同条第二項において準用する同法第十一条の規定に基づき、告示する。

平成二十年十月三十一日

秋田港港湾管理者　秋田県　代表者
秋田県知事　寺　田　典　城

一　埋立地の用途の変更の許可の年月日　平成二十年十月二十二日
二　埋立地の用途の変更の許可を受けた者の名称、住所及び代表者の氏名
㈠　名称　秋田県
㈡　住所　秋田市山王四丁目一番一号
㈢　代表者の氏名　秋田県知事　寺田　典城
三　埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域
㈠　埋立区域
(1)　位置　秋田市飯島古道下川端二百二十番の一、二百二十番の四、二百二十五番の一及び二百二十五番の二の各地先公有水面
(2)　面積　七万四千六百十九・九四平方メートル
㈡　埋立てに関する工事の施行区域
(1)　位置　秋田市飯島古道下川端二百十九番の一、二百十七番の六、二百十七番の五十及び二百十七番の五十二に接する海浜地並びに二百十九番の一各地先公有水面
(2)　面積　四十七万八千八百八十八・二八平方メートル
四　変更に係る埋立地の用途
㈠　変更前　パルプ・紙・紙加工品製造業用地
㈡　変更後　防災緑地・工業用地

教育委員会公告

社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第九条の四第四号の規定により、次の者を社会教育主事の資格を有する者として認定したので、社会教育主事の資格の認定に関する規則（昭和三十五年秋田県教育委員会規則第七号）第三条第二項の規定に基づき、公告する。

平成二十年十月三十一日

秋田県教育委員会委員長
職務代理者　鈴　木　長　男

一　現住所　秋田県湯沢市下院内字常盤町一〇八
二　氏名　鹿角　将良
三　生年月日　昭和五十二年二月二十三日
四　認定年月日　平成二十年十月二十四日

選挙管理委員会告示

秋選管告示第八十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定により、平成二十年九月一日から同月三十日までの間に次の政治団体から設立の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十年十月三十一日

秋田県選挙管理委員会委員長　田　中　伸　一

一　政党

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
民主党秋田県参議院選挙区第1総支部	松浦大悟	後藤　健	秋田市山王五丁目十四—一　山王土地ビル一階	平成二十年九月二十五日

二　その他の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
深沢均後援会	渡辺千加士	武田　弘	仙北郡美郷町羽貫谷地字谷地中八	平成二十年九月九日
佐々木重人と元気な秋田をつくる会	佐々木重人	佐々木織栄	大館市小館町七—六十四	平成二十年九月二十四日

秋選管告示第八十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条の規定により、平成二十年九月一日から同月三十日までの間に次の政治団体から届出事項に異動があった旨の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十年十月三十一日

秋田県選挙管理委員会委員長　田　中　伸　一

一　その他の政治団体

政治団体の名称	異動事項	内容（新）	内容（旧）	届出年月日
金田勝年を支援するお茶人の会	代表者	五十嵐宗憲	辻　兵吉	平成二十年九月八日
	会計責任者	五十嵐宗憲	辻　兵吉	
一票一新の会	政治団体の名称	一票一新の会	京野公子後援会	平成二十年九月十六日
北秋田市きしべすすむ後援会	政治団体の名称	北秋田市きしべすすむ後援会	岸部陞後援会	〃
	主たる事務所の所在地	北秋田市綴子字掛泥二十一	北秋田市脇神字川口塚ノ岱六	

秋選管告示第八十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定により、平成二十年九月一日から同月三十日までの間に次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定に基づき、告示する。

平成二十年十月三十一日

秋田県選挙管理委員会委員長　田　中　伸　一

一　その他の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	解散年月日	届出年月日
金田勝年を支援するお茶人の会	五十嵐　宗　憲	平成二十年九月六日	平成二十年九月八日
久米章弘後援会	小　林　耕　作	平成二十年八月三十一日	〃
ネクスト・ソサイエティ研究会	佐々木　重　人	平成二十年九月二十三日	平成二十年九月二十四日
村上薫後援会	村　上　　薫	平成二十年九月二十二日	平成二十年九月二十五日

秋選管告示第八十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から収支に関する報告書が提出されたので、同法第二十条第一項の規定に基づき、その要旨を公表する。

平成二十年十月三十一日

秋田県選挙管理委員会委員長　田　中　伸　一

Ⅰ　種類　政治資金規正法第17条第1項の規定による報告書

Ⅱ　報告書の要旨

1　収入及び支出のある団体

(1)　その他の政治団体

政治団体の名称　**ネクスト・ソサイエティ研究会**（平成17年分）

報告年月日　平成20年9月24日

ア　収入・支出の総額

(ア)　収入総額　71,467円

前年からの繰越額　71,467円

本年の収入額　0円

(イ)　支出総額　0円

政治団体の名称　**ネクスト・ソサイエティ研究会**（平成18年分）

報告年月日　平成20年9月24日

ア　収入・支出の総額

(ア)　収入総額　71,467円

前年からの繰越額　71,467円

本年の収入額　0円

(イ)　支出総額　0円

政治団体の名称　**ネクスト・ソサイエティ研究会**（平成19年分）

報告年月日　平成20年9月24日

ア　収入・支出の総額

(ア)　収入総額　71,467円

前年からの繰越額　71,467円

本年の収入額　0円

(イ)　支出総額　0円

政治団体の名称　**ネクスト・ソサイエティ研究会**（平成20年分）

報告年月日　平成20年9月24日

ア　収入・支出の総額

(ア)　収入総額　71,467円

前年からの繰越額　71,467円

本年の収入額　0円

(イ)　支出総額　0円

政治団体の名称　**村上薫後援会**（平成20年分）

報告年月日　平成20年9月25日

ア　収入・支出の総額

(ア)　収入総額　207,076円

前年からの繰越額　202,422円

本年の収入額　4,654円

(イ)　支出総額　207,076円

イ　収入・支出の内訳

(ア)　収入の内訳

その他の収入　4,654円

合　計　4,654円

(イ)　支出の内訳

経常経費　203,816円

人件費　83,398円

光熱水費　64,696円

備品・消耗品費　9,130円

事務所費　46,592円

政治活動費　3,260円

組織活動費　3,260円

合　計　207,076円

2　収入及び支出のない団体

(1)　その他の政治団体

政治団体の名称	報告年月日
金田勝年を支援するお茶人の会（平成20年分）	平成20年9月8日

久米章弘後援会（平成20年分）	平成20年9月8日

秋選管告示第八十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第二項の規定により、次の公職の候補者から資金管理団体の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十年十月三十一日

秋田県選挙管理委員会委員長　田中伸一

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体 名称	資金管理団体 主たる事務所の所在地	資金管理団体 代表者氏名	届出年月日
佐々木重人	衆議院議員	佐々木重人と元気な秋田をつくる会	大館市小館町七―六十四	佐々木重人	平成二十年九月二十四日

秋選管告示第八十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項の規定により、次の公職の候補者から資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、法第十九条の二第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十年十月三十一日

秋田県選挙管理委員会委員長　田中伸一

資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	内容 新	内容 旧	届出年月日
京野公子	衆議院議員	一票一新の会	資金管理団体の名称	一票一新の会	京野公子後援会	平成二十年九月十六日

秋選管告示第八十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項の規定により、次の公職の候補者等から資金管理団体の指定の取消の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十年十月三十一日

秋田県選挙管理委員会委員長　田中伸一

資金管理団体の取消の届出をした者の氏名	公職の種類	取り消した資金管理団体 名称	取り消した資金管理団体 主たる事務所の所在地	取り消した資金管理団体 代表者氏名	届出年月日
佐々木重人	衆議院議員	ネクスト・ソサイエティ研究会	南秋田郡五城目町字神明前六十七―七	佐々木重人	平成二十年九月二十四日
村上薫	県議会議員	村上薫後援会	にかほ市平沢字新町六十二―六	村上薫	平成二十年九月二十五日

秋選管告示第八十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項及び第十七条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、修正の報告があったので、報告書の要旨を次のとおり修正し、公表する。

平成二十年十月三十一日

秋田県選挙管理委員会委員長　田　中　伸　一

平成20年秋選管告示第11及び21号

(1) 政党　自由民主党秋田県参議院選挙区第二支部

ア 収入・支出の総額中

「収入総額　80,998,899円」を

「収入総額　81,498,899円」に改める。

「本年の収入額　77,478,845円」を

「本年の収入額　77,978,845円」に改める。

「支出総額　80,998,899円」を

「支出総額　81,498,899円」に改める。

イ 収入・支出の内訳(ア)収入の内訳中

「寄附　41,478,845円」を

「寄附　41,978,845円」に改める。

「政治団体からの寄附　12,720,000円」を

「政治団体からの寄附　13,220,000円」に改める。

「合計　77,478,845円」を

「合計　77,978,845円」に改める。

[寄附の内訳]

政治団体からの寄附中

「自由民主党神奈川県第十三選挙区支部
200,000円　神奈川県大和市」を

「自由民主党神奈川県第十三選挙区支部
200,000円　神奈川県大和市
勝山会　500,000円　秋田市」に改める。

イ 収入・支出の内訳(イ)支出の内訳中

「政治活動費　41,532,828円」を

「政治活動費　42,032,828円」に改める。

「組織活動費　4,665,829円」を

「組織活動費　5,165,829円」に改める。

「合計　80,998,899円」を

「合計　81,498,899円」に改める。

平成20年秋選管告示第76号

報告書の要旨　穂積志政策研究会欄中

「

23,580,426	23,570,454	859,540	9,972		13,100,000		13,100,000	9,620,000		886	22,720,886	78,445	193,679	1,063,554	1,335,678	193,083		4,041,693	18,000,000

	22,234,776	23,570,454	

」を

「

23,580,426	23,660,708	859,540	919,718		13,100,000		13,100,000	9,620,000		886	22,720,886	78,445	193,679	1,063,554	1,335,678	193,083		3,131,947	18,000,000

	21,325,030	22,660,708	

」に改める。

平成20年秋選管告示第76号

報告書の要旨　佐藤賢一郎後援会欄中

「

7,369,505	7,229,623	262,530	139,882	2,749,634	2,730,000	5,479,634	317,100	1,310,000	241	7,106,975	1,557,652	306,596	504,342	1,720,307	4,088,897	2,182,416

	958,310		3,140,726	7,229,623

」を

「

7,369,505	7,229,623	262,530	139,882	1,749,634	2,730,000	4,479,634	317,100	2,310,000	241	7,106,975	1,557,652	306,596	504,342	1,720,307	4,088,897	2,182,416

	958,310		3,140,726	7,229,623

」に改める。

(3)　その他の政治団体　ア寄附の内訳（同一の者からの寄附で年間５万円を超えたもの）　佐藤賢一郎後援会欄中

「

個人	佐藤　賢一郎	1,184,716	大館市

」を

「

個人	佐藤　賢一郎	184,716	大館市

」に改める。

(3)　その他の政治団体　ウ借入金の内訳　佐藤賢一郎後援会欄中

「

佐藤　　忠	1,310,000

」を

「

佐藤　　忠	1,310,000
佐藤　賢一郎	1,000,000

」に改める。

(3)　その他の政治団体　カ資産等の内訳（エ）借入金　佐藤賢一郎後援会欄中

「

佐藤　　忠	1,310,000

」を

「

佐藤　　忠	1,310,000
佐藤　賢一郎	1,000,000

」に改める。

修正の報告があったが、平成20年秋選管告示第76号報告書の要旨に修正のない団体

政治団体の名称
石川ひとみを育てる会
たるかわ隆後援会
石川れんじろう後援会

監査委員公告

監査結果公告第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第４項の規定による監査を執行し、その結果を秋田県知事に報告したところ、次のとおり当該監査の結果に基づき講じた措置について通知があったので、同条第12項の規定に基づき公表する。

平成20年10月31日

秋田県監査委員　金　谷　信　栄
秋田県監査委員　こだま　祥　子
秋田県監査委員　大　和　顯　治

菊地康男
財―――451
平成20年10月7日

秋田県監査委員　金谷信栄様
秋田県監査委員　こだま祥子様
秋田県監査委員　大和顯治様
秋田県監査委員　菊地康男様

秋田県知事　寺田典城

監査結果に基づき講じた措置について（通知）

平成20年9月5日付け監委―338で通知のあったことについて、別紙のとおり提出します。

別紙

監査箇所名	脳血管研究センター	監査年月日	平成20年7月15日、16日

（指摘事項）

未収金の解消に向け、法的措置を含めた実効性のある債権回収策を講ずるとともに、新たな未収金を発生させない仕組みをつくるなどの対策を着実に実施していくこと。

（措置状況）

未収金の発生防止については、従来までの督促状・催告状の送付や電話での督促に加え、高額医療費給付制度の申請支援に積極的に取り組んだことや分割納付を開始したことにより、分割納付の働きかけをした方がいるなど、新たな高額未納者の発生抑制や過年度未収金の減少に一定の成果がみられたことから、引き続きこうした取組を強化してまいります。また、未収金の発生原因には、無保険者や保険料未納者などの方も含まれていることから、入院初期の段階で家族と面談し、市町村の担当部署への相談を勧めるなどの取組を強化してまいります。

法的措置を含めた未収金の回収策については、県の「第4期行財政改革プログラム」においても取り組むべき課題とされており、裁判所を通じた支払督促や少額訴訟制度などの活用が検討されておりますので、引き続き未納者の生活実態の把握に努め、県担当部局との連携のもと、必要な措置を講じてまいります。

監査箇所名	リハビリテーション・精神医療センター	監査年月日	平成20年7月15日、16日

（指摘事項）

1　未収金の解消に向け、法的措置を含めた実効性のある債権回収策を講ずるとともに、新たな未収金を発生させない仕組みをつくるなどの対策を着実に実施していくこと。

2　診療報酬改定に伴うシステム改修業務委託契約において、成果品検査の期間を考慮しないで委託期間を定めたことにより、年度内に検査を終了することができなかった。このことに伴い、予算の繰越手続が必要となったにもかかわらず、これを行わずに会計処理しているので、今後は適正な事務処理を行うこと。

3　医事業務委託契約のうち、受託者が行う診療報酬請求事務において、生活療養費の一部に請求漏れがあったので、今後は受託者に対して適正な業務の執行を求めるとともに、履行の確認を適切に行うこと。

4　医療材料の搬送及び滅菌消毒業務委託において、変更契約時の積算誤りにより過払いとなっているので、所要の措置を講ずるとともに、今後は適切な処理を行うこと。

（措置状況）

1　未収金未然防止策として、入院申込時に身元引受人及び連帯保証人の申告を求め、医療費支払いの確約に努めてまいります。また、医療費負担軽減のために高額医療費制度、福祉医療、生活保護などの各種制度を周知するとともに、退院時はあらかじめ概算医療費を伝え、早期の納付を働きかけてまいります。

過年度未収金については、電話や文書による督促を継続的に行うとともに、未納理由の大半が生活困窮であることから訪問調査などにより生活実態の把握を行い、債務承認や分割納付の奨励など、より一層の未収金解消に努めてまいります。

2　契約金は決算で未払金として整理しております。委託業務については、9月末で履行され検査も終了し、支払い手続を進めております。今後は病院事業財務規則を遵守し、適正な事務処理に努めてまいります。

3　請求漏れとなった生活療養費は審査機関に再請求し収入されております。今後は診療報酬の算定に関する通知を遵守し、適切な業務の遂行を受託業者に働きかけるとともに、審査を適正に行うよう努めてまいります。

4　受託業者に対して経緯を説明のうえ返納を要請し、過払金については返納されております。今後は適正な事務処理に努めてまいります。

海区漁業調整委員会指示

秋田海区漁業調整委員会指示第二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、秋田海区管内の沿岸海域に来遊するはたはた資源の繁殖保護を図るため、次のとおり指示する。

平成二十年十月三十一日

秋田海区漁業調整委員会会長　加藤和夫

（採捕の制限）

次に掲げる禁止区域及び禁止期間においては、はたはたを採捕してはならない。

ただし、第二種共同漁業を内容とする漁業権に基づいて採捕する場合又は竿釣・手釣（から釣りを除く。）、やす、は具若しくは徒手により採捕する場合は、この限りでない。

一　禁止区域　水深三十メートル以浅の沿岸海域

二　禁止期間　平成二十年十一月一日から平成二十一年一月三十一日まで

発行者　秋田県
秋田市山王四丁目一番一号
購読料金　一月三千六百七十五円（税込）

印刷所　秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社　松原印刷社
電話(862)八七六六　FAX(863)〇〇〇五
E-mail:matsubara@matsubarainsatsu.co.jp
印刷者　秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄